

千葉県報

定例
令和8年2月17日

主 要 目 次

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 土地改良区定款の変更認可
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（七件）
- 土地改良区役員の退任
- 土地区画整理審議会委員の候補者及び補欠選挙の無投票

告

示

千葉県告示第七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定する区域 野田市中里字尾崎境二〇七番三の一部及び字光浄寺三、〇七八番一四四の一部（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 指定する区域 野田市中里字尾崎境二〇七番三の一部及び字光浄寺三、〇七八番一四四の一部（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東総用水土地改良区の定款の変更を令和八年二月九日付けで認可した。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 施行者の名称 千葉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画下水道事業千葉市第三号公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年三月二十三日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 昭和四十八年千葉県告示第二百四十二号、昭和五十三年千葉県告示第二百六十五号、昭和五十四年千葉県告示第四十六号、昭和五十七年千葉県告示第四百七十六号、昭和五十八年千葉県告示第二百六十七号、昭和六十二年千葉県告示第五百六十四号、昭和六十三年千葉県告示第四百十九号、平成元年千葉県告示第四百三十一号、平成二年千葉県告示第五百四十八号、平成五年千葉県告示第八百一号、平成七年千葉県告示第六百五号、平成九年千葉県告示第八百五十九号、平成十一年千葉県告示第六百三十一号、平成十二年千葉県告示第三百二十二号、平成十三年千葉県告示第二百六十四号、平成十四年千葉県告示第八百四十九号、平成十五年千葉県告示第五百八十二号、平成十六年千葉県告示第六百七十三号、平成十七年千葉県告示

第八百五十四号、平成十九年千葉県告示第四百七号、平成二十三年千葉県告示第二百六十四号、平成二十六年千葉県告示第四百十四号、平成三十年千葉県告示第二百四号、令和二年千葉県告示第三百五十七号、令和三年千葉県告示第五百十三号、令和六年千葉県告示第二百四十六号及び令和七年千葉県告示第九十九号の事業地のうち千葉市中央区仁戸名町地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニッケコルトンプラザ

市川市鬼高一丁目九五番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

日本毛織株式会社 代表取締役 長岡豊

兵庫県神戸市中央区明石町四七番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブスほか

神奈川県川崎市幸区大宮町一、三一〇番地ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブスほか

神奈川県川崎市幸区大宮町一、三一〇番地ほか

5 変更年月日

令和七年十月一日

二 届出年月日

令和七年十月十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白井ショッピングセンター

佐倉市王子台一丁目二三番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和七年三月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和七年三月一日ほか

二 届出年月日

令和七年九月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ミスターマックス新習志野ショッピングセンター
 習志野市茜浜二丁目一九番地二六ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田明
 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野能章ほか
 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ミスターマックス 代表取締役 佐藤昭彦ほか
 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号ほか
- 5 変更年月日
 令和七年三月一日及び同年四月十八日

二 届出年月日

令和七年十月六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ユニモちはら台
 市原市ちはら台西三丁目四番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか
 埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番一号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか
 埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番一号ほか
- 5 変更年月日
 令和七年十月二十五日ほか

二 届出年月日

令和七年十一月十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アトレ新浦安
 浦安市入船一丁目四八番地三ほか

| | |
|---|--|
| <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社有隣堂 代表取締役 松信健太郎ほか 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目四番地一ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社有隣堂 代表取締役 松信健太郎ほか 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目四番地一ほか</p> <p>5 変更年月日 令和七年十一月十一日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和七年十二月八日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和八年二月十七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール印西牧の原 印西市滝野三丁目一番</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社フォレストモール 代表取締役 尾崎幸太郎 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル一階</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社フォレストモール 代表取締役 尾崎幸太郎</p> | <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社マルエツ 代表取締役 本間正治ほか</p> <p>7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和七年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年三月一日及び同年八月三日</p> <p>二 届出年月日 令和七年九月二十二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和八年二月十七日から六月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年二月十七日から六月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和八年二月十七日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 酒々井プレミアム・アウトレット 印旛郡酒々井町飯積二丁目四番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸正紀 東京都千代田区大手町一丁目九番七号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプローラーズトキョー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプローラーズトキョー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> |
|---|--|

5 変更年月日

令和七年四月一日ほか

二 届出年月日

令和七年十二月八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町経済環境課

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、赤目川

土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任理事

茂原市法目二、〇五五番地

中田 治夫

土地区画整理審議会委員の候補者及び補欠選挙の無投票

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十四条第二項の規定による柏

都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理審議会委員の立候補届はなかった。

また、同令第二十六条の規定により、投票は行わない。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

六